

「新モビリティサービス推進事業（AIオンデマンド交通実証事業）業務委託」企画提案にかかる質問及び回答

NO.	項目	問い合わせ内容	回答
1	募集要項 3. 契約条件(2) 契約金額限度額	運行会社様へ運行業務費用（ドライバー人件費、車両、車両保管等）を含めて限度額16,057,000円になりますでしょうか？	お見込みの通りです。
2	募集要項 5. 応募方法等 (1) イ見積書	見積りに含む費用は、主にシステムのライセンス費用、コールセンター費用、車両運行経費、チラシ作成費用、停留所の設置費用（100箇所を想定）を計上するという認識で合っていますでしょうか。また、上記が正しい場合、停留所の様式について指定はございますでしょうか。	お見込みの通りです。停留所様式の指定はありません。
3	募集要項 7. 提案の審査・選定等 (1) 選定方法	プレゼンテーションへの参加人数に制限はありますか。	4人までとします。 (選定委員会の開催通知時にも改めてその旨は通知します。)
4	募集要項 7. 提案の審査・選定等 (1) 選定方法	プレゼンテーション時にシステムのデモンストレーションを実施することは可能でしょうか。	プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書のみを使用して行っていただけます。企画提案書以外の追加資料やデモンストレーション等の画面共有は認められません。（選定委員会の開催通知時にも改めてその旨は通知します。）
5	仕様書 3対象地域	県又は瀬戸市において、長久手市及び尾張旭市への乗入れに関する協議はお済でしょうか。	未協議です。 なお、協議に向けて、情報提供は行っております。
6	仕様書 4業務内容 (1) 実証実験計画の検討	商業施設及び病院等への停留所設置に関する協議はお済でしょうか。	未協議です。
7	仕様書 4業務内容 (2) 実証実験の実施	「住民の利用や外出の促進に向けた商業施設・医療施設等との連携した取組」とあるが、停留所を提案する認識で合っているか。	停留所となる商業施設や医療施設等と連携した外出促進や利用促進に資する取組を指します。 一例としては、商業施設や店舗のクーポンの発行等です。商業施設や医療施設は例示であり、利用や外出につながる取組であれば、その他の分野との連携した取組でも差し支えありません。 (企画提案書等作成要領「利用促進策について」にてご提案ください。)
8	仕様書 4業務内容(2) 運行方法(乗降場所)	お客様の乗降は指定された乗降場所に限定する想定で良いでしょうか。(自宅など任意の場所での乗降はしない想定。)	お見込みの通りです。
9	仕様書 4業務内容(2) 運行方法(運行区域)	運行区域は赤枠の2エリアという理解でよろしいでしょうか。もしくは赤枠2エリアをまとめた範囲での運行となるでしょうか。また2エリア間の移動は可能とする想定でしょうか。	原則、2エリア間の移動は想定しておらず、各エリア内での運行を想定しています。
10	仕様書 4業務内容(2) 運行方法(運行区域)	「本地地区・効範地区及びその周辺」とあるが、1エリアとして車両2台を共有する認識で合っているか。	車両は、原則1つのエリアにつき1台を想定していますが、予約状況に応じて、1つのエリアに2台が運行していても構いません。
11	仕様書 4業務内容(2) 運行方法(運行区域)	運行区域の想定エリア面積をご教示いただく事は可能でしょうか。上記2エリアであればそれぞれの面積、まとめた範囲での運行であれば合計の面積をご教示ください。	本地エリア：約5km ² 、効範エリア：約7km ² です。
12	仕様書 4業務内容 (2) 運行方法 (運賃)	想定されている運賃の收受方法（チケット制、運賃納付方法等）がございましたら、ご教示ください。	現時点では未定です。
13	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び運行形式等	運行経費(車両の借り上げ費を含む)については契約金額限度額に含めるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

NO.	項目	問い合わせ内容	回答
14	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び 運行形式等	運行事業者となる、「瀬戸市内に本社を置く交通事業者」とは具体的にどちらの会社様かすでに決まっておりますでしょうか。決まっている場合は会社名をご教示ください。また決まっていない場合は受託者が運行事業者を選定する必要がありますでしょうか。	
15	仕様書 4(2)運行事業者 及び運行形式等	「本業務の運行事業者は、瀬戸市内に本社を置く交通事業者の協議により決定」とあるが、瀬戸市内に本社のある交通事業者の中から運行事業者を選定するのか、あるいは「協議」は瀬戸市内に本社をおく交通事業者で行うが、最終的に瀬戸市内に本社がない事業者が選定されることもあるのか。また、交通事業者について、どれくらいの運行経費を想定しているか。	瀬戸市内に本社を置くタクシー事業者は2社ありますが、このうち運行を希望する社への委託を想定しています。 なお、瀬戸旭タクシー部会への情報提供はすでに行っております。
16	仕様書 4業務内容(2)運 行車両	瀬戸市内に本社を置く交通事業者数は、何事業者でしょうか。	運行経費については、事業者決定後、具体的な運行形態等に応じて、協議の上、決定することとします。 主なものとして、ドライバー人件費や車両リース代相当を想定しています。
17	仕様書 4(2)運行事業者 及び運行形式等	「瀬戸市内に本社を置く交通事業者の協議により決定し」とありますが、弊社で選定する必要はないということでもよろしかったでしょうか？また、運行业務費用を含める場合はどのように算出すればよろしいでしょうか？	
18	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び 運行形式等	実証期間中の運行経費総額は幾らになりますでしょうか。また金額が未定の場合は受託者が金額について運行事業者と協議をする必要がありますでしょうか。	
19	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び 運行形式等	運行事業者に支払う経費は全体の運行経費から運賃収入を差し引いた金額となりますでしょうか。	本事業は、国土交通省の補助金の交付を前提としており、当該補助金は、運賃による収益分は国庫に返納する必要があります。そのため、運賃収入に相当する額は、当初の委託契約額から減額変更し委託料を支払うこととなりますので、見積もりにあたっては、運賃収入はないものとして見積もってください。
20	仕様書 4業務内容(2)運 行車両	運行車両2台及び予備車両は運行事業者が保有する車両を使用する想定でよろしいでしょうか。それとも新規で車両を調達する必要がありますでしょうか。	お見込みの通りです。新規の車両調達は不要です。
21	仕様書 4業務内容(2)運 行車両	交通事業者への委託形態（全事業者シフト制など）を想定されていたらご教示ください。	複数社が希望した場合の委託形態については、協議の上、決定することとし、現時点での想定はありません。
22	4業務内容 (2)運行事業者 及び運行形式 等	道路運送法第21条（実証運行）に関する許認可について、国土交通省（運輸支局等）と協議はお済でしょうか。	未協議です。
23	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び 運行形式等	道路運送法第21条（実証運行）に関する許認可について、公共交通協議会での協議予定がございましたら、予定期日をご教示ください。	開催は予定していますが、期日は未定です。（申請の是非について地域公共交通会議等での議論は必須ではないため、状況に応じて、議事又は報告とし、その時期は議題に応じて検討します。）
24	仕様書 4業務内容(2) 運行事業者及び 運行形式等	許認可申請に係る経費は契約金額限度額に含めという理解でよろしいでしょうか。また幾らの費用を見込む必要がありますでしょうか。	お見込みの通りですが、申請に係る運輸局の手数料は生じないと伺っています。
25	仕様書 4業務内容(2)運 行車両	車両用のステッカーについて、貼付位置、大きさ等の規格がございましたらご教示ください。	発注者としての規格等はありません。
26	仕様書 4業務内容(2) 乗車予約の受 付・管理	電話受付オペレーターは貴県もしくは瀬戸市様または運行事業者様で手配いただく想定でしょうか。もしくは電話受付業務も弊社で業務受託する必要がありますでしょうか。また弊社で委託する場合その金額は契約金額限度額に含まれますでしょうか。	電話受付業務も、受託事業者での手配をお願いします。その際の委託料も契約金額に含まれます。

NO.	項目	問い合わせ内容	回答
27	仕様書 4業務内容 (2)乗車予約の 受付・管理	「インターネット及びオペレーターによる電話受付による利用予約に対応可能な予約システム及び体制を構築すること。」とあるが、想定の利用者数や目標数の想定はあるか。	想定の利用者数や目標数はありません。
28	仕様書 4業務内容 (2)管理体制	「本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合」とあるが、損害とはどのような場合を想定しているか。	事故対応等の不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両にかかる自動車保険に加入することを想定しています。なお、保険の加入は交通事業者が行うものと想定しています。
29	仕様書 4業務内容 (2)周知広報	作成するチラシについてサイズや仕様などの指定はありますでしょうか。	指定はありません。
30	仕様書 4業務内容 (2)利用実績の 報告	日報について指定のフォーマットがあればご教示ください。	フォーマットはありません。
31	仕様書 4業務内容 (2)アンケート 調査の実施	アンケート調査の手法（車内用紙設置・WEBなど）に指定がございましたらご教示ください。	アンケート手法の指定はありません。
32	作成要領 1 記載事項 3 付加提案	付加提案で記載した内容は契約金額限度額の中で実現する必要がありますでしょうか。もしくは見積に含まれない旨を明記した上で将来観点からご提案を差し上げる事は差し支えないでしょうか。	付加提案は契約限度内で実施してください。
33	作成要領 2 事業の内容・ 実施方法 (2) 運行にか かる事前準備	「停留所の設置（中略）等、運行にかかる準備について記載すること。」とあるが、停留所の設置・作成自体は、受託者の業務に含まれない認識で合っているか。	停留所の設置数・設置場所については、受託者と県・瀬戸市・運行事業者等で別途協議の上、決定します。なお、停留所として何らかのものを設置する場合は、受託者が実施してください。